

広島県告示第千四百四十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定によって、自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年十一月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定障害福祉サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービス事業所	指定年月日
	社会福祉法人広島岳心会	呉市郷原町二三八〇番地一八一	障害者自立支援センターあおぎり	平成一九年四月一日
	社会福祉法人あづみの森	尾道市久保町一八一	尾道市久保町一八一番地	平成一九年四月一日